

徳島県の最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

第1 声明の趣旨

当会は、中央最低賃金審議会、徳島地方最低賃金審議会及び徳島労働局長に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、最低賃金を大幅に引き上げるよう求める。

第2 声明の理由

- 1 現在、徳島県の地域別最低賃金は1時間855円（令和4年10月6日発効）である。

この金額は、前年度から31円の引き上げとなったものの、全国加重平均額（都道府県ごとの最低賃金を合計して47で除した金額ではなく、都道府県ごとの最低賃金に都道府県ごとの労働者数を乗じた額について、これを全労働者数で除した金額）である1時間961円を大きく下回っており、未だ余りに低すぎる。

- 2 地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会における最低賃金改定の論議を受けて行われる各都道府県の地方最低賃金審議会での審議結果を踏まえて、各都道府県の労働局長において決定されるものである。

我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としている（最低賃金法1条）。

最低賃金制度を「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網」（セーフティーネット）として実効的に機能させるためには、最低賃金を基準にフルタイムで働いた場合にも人間らしい生活を送ることができる社会を志向して、最低賃金が検討されなければならない。

ところが、現在の1時間855円という水準では、1日8時間、1か月22日間働いたとしても月収約15万円、年収約180万円にしかならない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円を大きく下回っている。

この賃金額では、労働者が十分に生活していけるだけの水準が確保されているとは到底言い難い。

さらに、近年、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。総務省が公表する消費者物価指数によれば、令和2年を100としたときの令和5年6月の消費者物価指数(総合指数)は105.2であり、食料費の指数について言えば112.2である。令和2年と同じ水準で生活を維持する場合の費用は総合指数で約5%増加しており、ことに食料費については約12%も増加しているなど、近年の物価上昇の傾向は顕著であ

る。

「労働者の生活の安定」という最低賃金法の目的に沿った最低賃金額にするためには、その額を引き上げる必要があるとともに、さらに、現在の大幅な物価上昇を踏まえればなおさら、その額を大幅に引き上げる必要がある。

3 また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも問題である。

昨今の労働組合や研究者による調査によれば、地域別最低賃金を定めるにあたって重要な考慮要素とされている労働者の生計費に関し、都市部と地方との間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。

これは、地方では、都市部に比較して住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。

ところが、徳島県の現在の最低賃金である855円と、最も高額な最低賃金である東京都の1072円とを比べると、その間に217円もの開きがある。更に、隣県である香川県の現在の最低賃金は878円、兵庫県の現在の最低賃金は960円であり、隣県との格差も生じている。

かかる最低賃金の地域間格差の存在は、当県からの有為な人材の流出を引き起こしかねないとともに、人口減少に危機感を抱いている本県において、人口環流の障壁ともなりかねない。

そのため、徳島県の最低賃金額を大幅に引き上げる方向で、最低賃金の地域間格差の解消を図る必要がある。

4 なお、最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施しているが、さらに、日本の経済を支えている中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。例えば、社会保険料の事業主負担を免除・軽減すること、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能にするよう法規制することなどの支援策も有効であると考えられる。

5 以上のことを踏まえて、当会は、中央最低賃金審議会、徳島地方最低賃金審議会及び徳島労働局長に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、最低賃金を大幅に引き上げることを求める。

2023年（令和5年）7月27日

徳島弁護士会

会長 梶野正寛